

## 令和4年度お茶の水女子大学後援会役員名簿

	職 名	氏 名	備 考
会 長	会 員 (保 証 人)	犬 飼 斉	理学部 2020.7-
副会長	お茶の水女子大学理事	新 井 由紀夫	
副会長	会 員 (保 証 人)	鈴 木 明 美	生活科学部 2022.5-
理 事	文 教 育 学 部 長	水 野 勲	
〃	理 学 部 長	小 林 功 佳	
〃	生 活 科 学 部 長	小 谷 眞 男	
〃	副学長 (事務総括)	山 下 登	
〃	会 員 (保 証 人)	岩 崎 準	文教育学部 2022.5-
〃	会 員 (保 証 人)	高 鍋 英 信	理学部 2022.5-
〃	会 員 (保 証 人)	渡 邊 美佐子	人間文化 (理学) 2022.5-
監 事	会 員 (保 証 人)	小 川 周 一	文教育学部 2021.5-
〃	監 査 室 長	島 崎 晃 一	

## 令和5年度お茶の水女子大学後援会役員名簿（案）

	職 名	氏 名	備 考
会 長	会 員（保護者等）	鈴 木 明 美	生活科学部 2022.5-
副会長	お茶の水女子大学理事	新 井 由紀夫	
副会長	会 員（保護者等）	岩 崎 準	文教育学部 2022.5-
理 事	文 教 育 学 部 長	新 名 謙 二	
〃	理 学 部 長	横 川 光 司	
〃	生 活 科 学 部 長	小 谷 眞 男	
〃	副学長（事務総括）	福 本 浩 一	
〃	会 員（保護者等）	内 海 美 穂	理学部選出 2023.5-
〃	会 員（保護者等）	八 木 綾 子	生活科学部選出 2023.5-
〃	会 員（保護者等）	上垣外 直 子	大学院選出 2023.5-
監 事	会 員（保護者等）	高 鍋 英 信	理学部 2022.5-
〃	監 査 室 長	島 崎 晃 一	

## 令和4年度お茶の水女子大学後援会事業報告(案)

	項 目	補 助 等 の 内 容	備 考	
1 学生 の 教 育 ・ 指 導	1	学生相談室補助	①ワークショップ実施補助、周知補助 大学経費での負担	
	2	就職指導費補助	①ワークショップ、セミナー及びOG・内定者懇談会実施補助	
			②キャリア教育実施補助	
	3	教育関係活動経費補助	①在学生合宿研修の補助	2年ぶりに実施
			②入学式、オープンキャンパスの補助	
			③教育関係及びピアサポート活動経費の補助	
			④国立美術館キャンパスメンバーズ会員登録の補助	
			⑤新入寮生歓迎会・交流会補助	
			⑥学内奨学金運営に係る支援補助	
	4	国際交流事業費補助	①国際交流事業への補助	
			②日本語・英語によるサマープログラムの補助	オンライン実施の補助
			③TOEFL受験料補助	値上げ続く
5	課外活動費補助	①公認サークルに対する物品購入補助		
		②サークルリーダーズ研修の懇談会運営の補助	中止	
		③全国大会等に参加する際の登録料・参加費の補助		
6	德音祭補助	学園祭に必要な物品及び器材レンタル等経費の補助		
2 福 利 ・ 厚 生 の 教 職 員 の	7	①学内環境整備(キャンパス環境整備)の補助		
		②大学食堂の総菜割引補助	例年の倍の補助額	
	8	いずみナーサリー育児支援奨学金	学部生、大学院生の育児保育料の補助	
9	大学独自奨学金補助	大学独自の奨学金補助		
3 そ の 他	10	後援会事務補助	後援会事務を行うための事務補佐員雇用経費(週20時間)他謝金支出	
	11	お茶の水学術事業会運営費補助	お茶の水学術事業会運営費の補助(広報誌「ellipse」発行他)	
	12	事務費補助	郵送料等通信費、振込手数料、封筒印刷等(ハイブリッド総会開催費)	

## 令和4年度お茶の水女子大学後援会決算書(案)

令和5年4月17日現在

## 1 収入

〔単位：円〕

項 目	4年度予算額	収入金額	差額	備 考
繰越予定額	25,206,832	25,206,832	0	
新入生等からの入会費	9,500,000	10,341,891	841,891	
教職員会費	800,000	834,890	34,890	
賛助会員	0	0	0	
預金等利息	80	185	105	
収入合計	35,506,912	36,383,798	876,886	

## 2 支出

〔単位：円〕

	項 目	4年度予算額	執行額	差額	備 考
1	学生相談室補助	400,000	0	400,000	
2	就職指導費補助	250,000	60,940	189,060	
3	教育関係活動経費補助	2,800,000	2,101,943	698,057	
4	国際交流事業費補助	3,500,000	2,998,283	501,717	
5	課外活動費補助	1,800,000	619,500	1,180,500	
6	徽音祭補助	1,500,000	1,500,000	0	
学生の教育・指導 小計		10,250,000	7,280,666	2,969,334	
7	学内環境整備補助	1,250,000	420,300	829,700	
8	いずみナーサリー育児支援奨学金	800,000	510,530	289,470	
9	大学独自奨学金補助	1,500,000	1,500,000	0	
学生・教職員の福利・厚生 小計		3,550,000	2,430,830	1,119,170	
10	後援会事務補助	1,600,000	1,600,000	0	
11	お茶の水学術事業会運営費補助	500,000	254,828	245,172	
12	事務費補助	1,000,000	1,099,326	▲ 99,326	
13	予備費	100,000	0	100,000	
その他 小計		3,200,000	2,954,154	245,846	
支出合計		17,000,000	12,665,650	4,334,350	

## 令和4年度お茶の水女子大学後援会特別積立金特別会計決算書(案)

## 1 収 入

項 目	金 額	備 考
令和3年度繰越金	30,531,765	
利 息 (元金繰入れ継続)	519	
合 計	30,532,284	

## 2 支 出

項 目	金 額	備 考
なし	0	
合 計	0	

## 3 収 支

令和4年度収支	金 額	備 考
合 計	30,532,284	令和5年度へ繰越し

## 令和4年度お茶の水女子大学後援会緊急貸付金特別会計決算書（案）

## 1 収入

項 目	金 額	備 考
令和3年度繰越金	9,503,270	
緊急貸付金返済	0	
利 息	0	
合 計	9,503,270	

## 2 支出(貸付金)

項 目	金 額	備 考
	0	貸付無し
合 計	0	

## 3 収 支

令和2年度収支	金 額	備 考
合 計	9,503,270	令和5年度へ繰越

令和5年 5月 8日

お茶の水女子大学後援会長  
犬飼 斉 殿

令和4年度後援会決算書監査結果について（報告）

令和4年度後援会会計について、帳簿・証拠書類及び預金通帳につき監査した結果、別紙決算書のとおり、その支出は正当にして過誤のないことを承認します。

監事 小 川 周 一



監事 島 崎 晃 一



## 令和5年度お茶の水女子大学後援会事業計画(案)

	項 目	補 助 等 の 内 容	備 考	
1 学生 の 教 育 ・ 指 導	1	学生相談室補助	①ワークショップ実施補助、周知補助 後援会負担なし	
	2	就職指導費補助	①ワークショップ、セミナー及びOG・内定者懇談会実施補助	
			②キャリア教育実施補助	
	3	教育関係活動経費補助	①在学生合宿研修の補助	継続実施
			②入学式、オープンキャンパスの補助	
			③教育関係及びピアサポート活動経費の補助	
			④国立美術館キャンパスメンバーズ会員登録の補助	
			⑤新入寮生歓迎会・交流会補助	
			⑥学内奨学金運営に係る支援補助	
	4	国際交流事業費補助	①国際交流事業への補助	
			②日本語・英語によるサマープログラムの補助	オンライン実施の補助
			③TOEFL受験料補助(個別ではなく全学で実施するもの)	継続実施
5	課外活動費補助	①公認サークルに対する物品購入補助		
		②サークルリーダーズ研修の懇談会運営の補助		
		③全国大会等に参加する際の登録料・参加費の補助		
6	德音祭補助	学園祭に必要な物品及び器材レンタル等経費の補助		
2 福 利 ・ 厚 生 の 教 職 員 の	7	①学内環境整備(教室の環境整備)の補助	支援対象を教室設備に変更	
		②大学食堂の総菜割引補助	好評のため継続実施	
	8	いずみナーサリー育児支援奨学金	学部生、大学院生の育児保育料の補助	
9	大学独自奨学金補助	大学独自の奨学金補助		
3 そ の 他	10	後援会事務補助	後援会事務を行うための事務補佐員雇用経費(週20時間)他謝金支出	
	11	お茶の水学術事業会運営費補助	お茶の水学術事業会運営費の補助(広報誌「ellipse」発行他)	
	12	事務費補助	郵送料等通信費、振込手数料、封筒印刷等(ハイブリッド総会開催費)	



## 令和5年度お茶の水女子大学後援会予算書（案）

## 1 収入

〔単位：円〕

項 目	令和4年度 予算額	令和4年度 収入額	令和5年度 予算額	4年度予算額 との増減	備 考
繰越予定額	25,206,832	25,206,832	23,718,148	▲ 1,488,684	4年度実績
新入生からの入会費	9,500,000	10,341,891	10,000,000	500,000	4年度実績及び合格者加入状況を 勘案し約5%増
教職員入会費	800,000	834,890	800,000	0	
賛助会員	0	0	0	0	
預金等利息	80	185	150	70	4年度実績
収入合計	35,506,912	36,383,798	34,518,298	▲ 988,614	

## 2 支出

〔単位：円〕

	項 目	令和4年度予算額	令和4年度 支出額	令和5年度予算額	4年度予算額 との増減	備 考
1 学生 の 教 育 ・ 指 導	1 学生相談室補助	400,000	0	0	▲ 400,000	大学本体経費での負担へ振替
	2 就職指導費補助	250,000	60,940	200,000	▲ 50,000	実績を踏まえ5万円減額
	3 教育関係活動経費補助	2,800,000	2,101,943	2,800,000	0	2020年水準 (コロナからの制限緩和を見込み)
	4 国際交流事業費補助	3,500,000	2,998,283	3,500,000	0	TOEFL受験費用が経年で値上 がりしており、その対応のため予 算据置
	5 課外活動費補助	1,800,000	619,500	1,700,000	▲ 100,000	2020年水準 (コロナからの制限緩和を見込み)
	6 徽音祭補助	1,500,000	1,500,000	1,500,000	0	
2 学 生 ・ 教 職 員 の 福 利 ・ 厚 生	7 学内環境整備補助	1,250,000	420,300	1,000,000	▲ 250,000	生協食堂でのセールを実施。 教室DX化補助予算として50万円程 度を準備
	8 いずみナーサリー育児支援奨学金	800,000	510,530	700,000	▲ 100,000	実績に応じて減額
	9 大学独自奨学金補助	1,500,000	1,500,000	1,500,000	0	
3 そ の 他	10 後援会事務補助	1,600,000	1,600,000	1,600,000	0	大学に寄附し、後援会担当事務員 の雇用経費及び、後援会関係の謝 金支払いに充てている
	11 お茶の水学術事業会広報事業補助	500,000	254,828	400,000	▲ 100,000	20%減額
	12 事務費補助	1,000,000	1,099,326	1,000,000	0	後援会総会資料送付、 アンケート案内送付及び文房具
	13 予備費	100,000	0	100,000	0	
	支 出 合 計	17,000,000	12,665,650	16,000,000	▲ 1,000,000	
	次年度繰越金	18,506,912	23,718,148	18,518,298		

お茶の水女子大学後援会会則の一部改正について

令和5年2月5日

後援会理事会

1. 民法改正に伴う18歳成人対応のための後援会会則改正について

民法が改正され、成年の年齢が2022（令和4）年4月から18歳に引き下げられました。そのことに伴い、学内では「保証人」という表現について学内で規則等の修正が行われております。

そのことに対応して、後援会会則にも「保証人」という表現があるため、この部分について大学での改正内容に準じて改正を行わせて頂きたいと検討しております。

会則の一部改正の進め方については以下の通り実施予定です。

改正案の新旧対照表については別紙をご覧ください。

実施案

1. 後援会理事会に（R5.2.5 及び R5.5 開催するもの）において審議、確認
2. 5月27日（土）開催予定の後援会総会において改正案を審議、了承
3. 令和5年5月27日付けで改正

## お茶の水女子大学後援会会則の一部改正案新旧対照表 (案)

新	旧
<p style="text-align: center;">○お茶の水女子大学後援会会則</p> <p style="text-align: right;">平成 16 年 12 月 1 日制定 平成 22 年 5 月 29 日改正 平成 22 年 5 月 28 日改正</p> <p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条 (略)</p> <p>第 2 条 (略)</p> <p>第 3 条 (略)</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 会員及び役員等</p> <p>第 4 条 本会は次各号に掲げる会員をもって組織する。 一 本学学生の<u>保護者等</u> (ただし、独立生計者、社会人等は申出により学生を会員とする) 二 本学の教職員 三 賛助会員 (本学卒業者、退職者及び趣旨に賛同する者)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>附 則 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1 この会則は、令和 5 年 5 月 2 7 日から施行する。</p>	<p style="text-align: center;">○お茶の水女子大学後援会会則</p> <p style="text-align: right;">平成 16 年 12 月 1 日制定 平成 22 年 5 月 29 日改正 平成 22 年 5 月 28 日改正</p> <p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条 (略)</p> <p>第 2 条 (略)</p> <p>第 3 条 (略)</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 会員及び役員等</p> <p>第 4 条 本会は次各号に掲げる会員をもって組織する。 一 本学学生の<u>保証人</u> (ただし、独立生計者、社会人等は申出により学生を会員とする) 二 本学の教職員 三 賛助会員 (本学卒業者、退職者及び趣旨に賛同する者)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>附 則 (略)</p>
<p>改正理由</p> <p>民法改正に伴う成人年齢の引き下げによる第 4 条第 1 項号の文言の修正</p>	

## お茶の水女子大学後援会会則

平成16年12月 1日 制定  
令和 5年 5月27日 改正

## 第1章 総 則

第1条 本会は、お茶の水女子大学後援会と称し、事務所をお茶の水女子大学内に置く。

第2条 本会は、お茶の水女子大学の学生及び教職員の各種活動を支援し、併せて会員相互の連携を深めることを目的とする。

第3条 本会は、第2条の目的を達成するため次の事業を行う。

- 一 学生の教育・指導に関する助成
- 二 学生及び教職員の福利・厚生に関する助成
- 三 学生及び教職員の国際交流に関する助成
- 四 学生及び教職員の地域貢献活動に関する助成
- 五 学内施設及び環境整備等に対する助成
- 六 学生の就職に関する助成
- 七 教職員の研修に関する助成
- 八 特定非営利活動法人お茶の水学術事業会（以下、事業会と称す）への助成
- 九 その他本会の目的達成に必要な助成及び事業

## 第2章 会員及び役員等

第4条 本会は次各号に掲げる会員をもって組織する。

- 一 本学学生の保護者等（ただし、独立生計者、社会人等は申出により学生を会員とする）
- 二 本学の教職員
- 三 賛助会員（本学卒業者、退職者及び趣旨に賛同する者）

第5条 本会に次の役員を置く。

- 一 会 長 1 名
- 二 副会長 2 名
- 三 理 事 若干名
- 四 監 事 2 名

第6条 役員任期は総会の翌日から1年とし、再任を妨げない。

- 二 第11条により総会を開催しなかった場合は、総会に代えて開催した理事会の翌日からとする。

第7条 役員選出は、次のとおりとする。

- 一 理事は、第4条に規定する会員の中から選出する。
- 二 会長は、第4条第1号に規定する会員の中から、理事会において選出し、総会の承認を得る。
- 三 副会長は、同条第1号及び第2号に規定する会員の中から各1名を会長が指名する。
- 四 監事は、第4条第1号及び第2号に規定する会員の中から各1名を理事会において

選出し、総会の承認を得る。

第8条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を組織し、会務の運営に当たる。

4 監事は本会の会務並びに収支決算の監査を行う。

### 第3章 会 議 等

第9条 本会の会議は、総会及び理事会とする。

2 総会及び理事会に議長を置き、会長をもって充てる。

第10条 総会は、第4条に規定する会員の出席により年1回開催し、事業計画、事業報告、予算決算、役員を選任及びその他本会の運営に関し必要と認められる事項について審議し決定する。

第11条 特別な事由により総会を開きがたい場合は、理事会がこれに代わるものとする。

第12条 理事会は、第5条に掲げる役員をもって構成し、会長が必要と認めたときに開催する。

2 理事会は本会事業の企画及び運営に関し、具体的な事項を審議する。

### 第4章 会 計

第13条 本会の運営資金は会員の会費、寄附金、その他の収入金をもってこれに充てる。

第14条 本会の会費は別に定める。

第15条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

#### 附 則

1 この会則は、平成16年12月1日から施行する。

2 この会則の施行の際、現に厚生協力会会員となっている学生はその保証人を、また、厚生協力会会員となっている教職員は、現会員を本会の会員として引継ぐ。事業会会員となっている教職員については、後援会を選択した会員を本会の会員として引継ぐ。

3 前項により引継がれる厚生協力会会員のうち教職員にかかる平成16年度会費の12月徴収分はこれを徴収し、後援会に引継ぐものとする。

#### 附 則

1 この会則は、平成21年5月22日から施行する。

#### 附 則

1 この会則は、平成22年5月29日から施行する。

#### 附 則

1 この会則は、平成28年5月28日から施行する。

#### 附 則

1 この会則は、令和5年5月27日から施行する。